

ひとり親家庭のための 応援ハンドブック

2025年3月発行



こどもっと
K O B E

はじめに

このハンドブックでは、ひとり親家庭の方や、現在離婚を考えておられる方、ひとりでの出産や子育てを迎える方に、さまざまな支援サービスや制度をご紹介します。

各種相談や支援制度の紹介ページには、より詳しい情報をご覧いただけるホームページの二次元バーコードも掲載していますので、あわせてご活用ください。

各区役所やひとり親家庭支援センターなどで、各種の相談に応じていますので、ひとりで悩まず、相談してください。

区 役 所

区 役 所	お問い合わせセンター	区 役 所	お問い合わせセンター
東灘区役所	841-4131	長田区役所	579-2311
灘区役所	843-7001	須磨区役所	731-4341
中央区役所	335-7511	北須磨支所	793-1212
兵庫区役所	511-2111	垂水区役所	708-5151
北区役所	593-1111	西区役所	940-9501
北神区役所	981-5377	玉津支所	965-6400



受付時間 8:45～17:15

休業日 土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

問い合わせ先が「住所地の区役所・北須磨支所」となっている事業はこちらに記載の番号におかけください。

ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭)

とは？

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- 配偶者が死亡
- 配偶者と離婚
- 配偶者の生死が不明
- 配偶者から遺棄されている
- 配偶者が心身の障がいにより働けない
- 婚姻によらないで母（父）となった
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない など。

※制度ごとに年齢条件が違いますので、20歳未満であっても対象とならない場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭の自立をサポートするため、下記の施策を行っています。ぜひ、ご活用ください。

仕事のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談 ・資格取得講座
養育費確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による法律相談 ・養育費・親子交流等専門相談 ・公正証書等作成費補助 ・保証会社の利用費補助
生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの利用料の補助 ・ベビーシッター利用料の補助
親子の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・親子のふれあい事業 (親子と一緒に参加できるバス旅行や体験 学習など)
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後講座の開催 ・生活に役立つセミナーの開催

開館時間 9:00 ~ 17:00

休館日 土日祝日及び年末年始

所在地 中央区橘通3丁目4-1
総合福祉センター3階

連絡先 ☎ 341-4532
FAX 371-6478



ひとり親家庭支援センターでは、ホームページで情報を発信しています。
また、定期的にLINEで役立つ情報の配信を行っていますので、ぜひお友達登録してください。

団体の ご紹介

ひとり親家庭、母子家庭を支援する活動（事業、相談、交流会など）
を行っている団体です。
詳しくはホームページなどでご確認ください。

社会福祉法人 神戸市母子福祉たちばな会

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 神戸市ひとり親家庭支援センター内
☎ 078-341-4532 ☎ (FAX共通) 078-371-6478
E-mail: boshi-center.kobe@sunny.ocn.ne.jp

WACCA (わかっか)

(認定 NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ)
〒653-0041 神戸市長田区久保町5丁目1-1 アスタくにつか3番館1階108
☎・FAX 078-798-6150 E-mail: wacca@mbr.nifty.com



しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西・神戸ウエスト

〒655-0017 神戸市垂水区上高丸3-13-4-303 安木方
☎ 078-707-6063 FAX 078-707-6063
E-mail: smfkansaikobewest@mama3.org



もくじ

離婚する前に知っておきたいこと 5

離婚したときは 8

お子さんの年齢別主な支援制度 9

相談したい 10

ひとり親家庭のための総合相談窓口 10

- ① 区役所保健福祉課・北須磨支所保健福祉課
- ② ひとり親家庭支援センター

くらしの相談 10

- ① くらし支援窓口

離婚や債務など法律に関する相談 10

- ① 法律相談
- ② 市民相談
- ③ 法テラス（日本司法支援センター）
- ④ 家庭裁判所

家庭や人間関係・働き方に関する相談等 12

- ① 男女共同参画センター・あすてっぷKOBE
- ② 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

DV（配偶者からの暴力被害）に関する相談 13

- ① 配偶者暴力相談支援センター（女性のためのDV相談室）
- ② 兵庫県警察本部（ストーカー・DV相談窓口）

子どもの相談 13

- ① 子育て応援サイト「こどもっとKOBE」
- ② こども家庭センター（児童相談所）
- ③ 児童家庭支援センター
- ④ こども家庭支援室
- ⑤ 療育センター
- ⑥ 地域子育て支援事業（地域子育て相談ルーム）
- ⑦ こどもっとひろば（児童館）子育て相談
- ⑧ 教育相談

その他の相談 14

- ① 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ② おやこに寄り添う「ここならチャットKOBE」

経済的な支援について 15

- ① 児童扶養手当
- ② 児童手当
- ③ 特別児童扶養手当
- ④ 障害児福祉手当
- ⑤ 交通遺児奨学金

住まい 16

- ① 神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）
- ② 公営住宅（市営住宅・県営住宅）
- ③ 独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）
- ④ ひとり親世帯家賃補助制度
- ⑤ こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」
- ⑥ 母子生活支援施設

年金 17

- ① 遺族基礎年金
- ② 遺族厚生年金
- ③ 寡婦年金
- ④ 国民年金保険料免除制度
- ⑤ 年金に関する相談

生活に困ったとき 18

- ① 生活保護
- ② 住居確保給付金
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ④ 生活福祉資金
- ⑤ ひとり親家庭住宅支援資金貸付

就職・転職したい 19

- ① ひとり親家庭就職・転職支援サービス
- ② ハローワーク（公共職業安定所）
- ③ ひとり親就労サポート事業
- ④ 職業訓練
- ⑤ 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン（女性就業相談室）



- ⑥ ひとり親家庭等就業・自立支援センター
- ⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- ⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金
- ⑨ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
- ⑩ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ⑪ 就職に有利な資格取得支援事業

健康をまもるために

21

- ① ひとり親家庭等医療費助成
- ② その他の医療費助成等
- ③ 国民健康保険
- ④ 市民健診
- ⑤ 乳幼児健康診査
- ⑥ 予防接種の実施

妊娠・出産

23

- ① 助産施設
- ② 産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型）
- ③ 産前産後ホームヘルプサービス・多胎児家庭ホームヘルプサービス
- ④ こうべ子育て応援LINE

こどもの保育が必要な時

24

- ① 保育所を利用したいとき
- ② 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- ③ 一時保育
- ④ ファミリー・サポート・センター
- ⑤ 子育てリフレッシュステイ
- ⑥ ひとり親家庭のベビーシッター利用料の補助
- ⑦ こどもっとひろば（児童館）
- ⑧ ひとり親家庭の交流の場となる拠点

- ⑨ こどもの居場所づくり事業
- ⑩ 乳児院・児童養護施設
- ⑪ 病児保育

こどもの進学の支援を受けたい

27

- ① ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業
- ② ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助事業
- ③ 生活困窮者学習支援事業（くらし支援窓口）
- ④ 就学援助
- ⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ⑥ 高等学校等就学支援金制度
- ⑦ 市立高等専門学校・高等学校授業料の減免制度
- ⑧ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助
- ⑨ 高校生等奨学給付金事業
- ⑩ 私立高等学校等入学資金貸付
- ⑪ 高等学校等奨学資金貸付
- ⑫ 高等教育の修学支援新制度
- ⑬ 日本学生支援機構奨学金
- ⑭ 国の教育ローン
- ⑮ 母子父子寡婦福祉資金貸付（修学・就学支度資金）
- ⑯ 生活福祉資金（教育支援資金）

助成

29

- ① JR通勤定期券の特別割引
- ② 税の所得控除
- ③ 少額貯蓄非課税制度（マル優）

救急医療

30

離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類

協議離婚

お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば、離婚は成立します。日本の離婚の約9割が協議離婚となっています。協議内容などは口約束ではなく、公証役場（神戸市は、神戸公証センター）で公正証書にしておくようにしましょう。

調停離婚

当事者間では話し合いがつかないとき、家庭裁判所の調停委員会（裁判官と調停委員）が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば調停調書が作成され、調停成立後10日以内に離婚届を提出します。

裁判離婚

調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判（訴訟）をすることができます。裁判官によって離婚の判決が出て、確定後10日以内に離婚届を提出します。

離婚時に決めておくこと

親権者

親権者は、子どもを守り育て、教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法定代理人」の立場も含まれています。

一般的には子どもを引き取り育てる側が親権者と監護者を兼ねていますが、親権の「身上監護権」の部分の切り離して、親権者とは別に監護者を定めることもできます。

子の氏変更 (名字)

親の離婚後の子どもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏変更手続きが必要です。

変更するには、家庭裁判所へ申立てをし、許可が出た後、各区市民課で戸籍の届出が必要です。

養育費

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母共に親権の有無に関わらず、子どもを育てる責任があり、養育費を分担する義務があります。

子どものための養育費を確実に受け取るために、養育費に関する取り決めをして、公式な文書に残しておくことをお勧めします。

親子交流

離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的に交流を持つことです。

親子交流が円滑に行われるために、父母は十分に子どもの利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

財産分与

離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。

財産分与の対象となるものは、現金が最も多く、全体の半分以上を占めています。次に土地や住宅などの不動産、車や家具、債権などの動産となります。

財産分与は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象になりますので、注意が必要です。

慰謝料

夫婦の一方の有責行為（不法行為）のため、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。請求したとしても必ず認められるものではありません。金額も夫婦の状況により異なります。

年金分割

厚生年金や共済年金に加入している場合、婚姻期間中の標準報酬総額を当事者間で分割し年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。

年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。

養育費確保のためのサポート

名称	内容	補助額	お申し込み・お問い合わせ先
公正証書等作成費補助金	養育費の取り決めに係る公正証書等作成費用や家庭裁判所の調停申立費用等を補助します。 ※作成費用のみ対象、弁護士等への依頼費用は対象外です。	上限5万円 (1人1回限り)	ひとり親家庭支援センター ☎ 341-4532 FAX 371-6478
保証会社の利用費補助金	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、保証料（月額養育費）として本人が負担する費用を補助します。	上限5万円 (1人1回限り)	

民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について

令和6年5月17日、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が成立しました（同月24日公布）。この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものです。この法律は、一部の規定を除き、上記公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。詳しくは法務省HPをご確認ください。



養育費や親子交流についての相談窓口のご紹介

法律相談

法律に関わる全般的な相談を弁護士が行います。

日程や時間等の詳細はHPをご確認ください。



開催日	毎月5回
時間	月 10:00~13:00 火 17:30~20:30 金 13:00~16:00
お申込み・お問い合わせ先	ひとり親家庭支援センター ☎ 341-4532 / FAX 371-6478
予約曜日・時間	月~金 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

養育費・親子交流等専門相談

離婚、養育費、親子交流、調停、家庭内の悩みごとなど、離婚前後の子どもの養育に関する手続きのご案内を、専門相談員が行います。日程や時間等の詳細はHPをご確認ください。



開催日	ひとり親家庭支援センター 月2回 東灘・北・垂水区役所 月各1回
お申込み・お問い合わせ先	ひとり親家庭支援センター ☎ 341-4532 / FAX 371-6478
予約曜日・時間	月~金 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

法テラス（日本司法支援センター）

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる相談窓口です。

無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。



お申込み・お問い合わせ先	法テラス兵庫 ☎ 0570-078334 [PHS可]
曜日・時間	平日 9:00~17:00 日・祝日・年末年始を除く

養育費等相談支援センター

養育費や親子交流について、電話やメールで相談を受け付けています。

詳細はホームページをご覧ください。



家庭裁判所

●家事手続案内

夫婦や親子、親族関係など、家庭内の問題についての申立て手続きを案内します。



●子の氏変更許可の申立て

子が、父又は母と氏を異にする場合、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称する（戸籍を移る）ことができます。

お問い合わせ先 神戸家庭裁判所家事申立受付係
☎ 521-5930

公証センター（公証役場）

公正証書の作成等を公証人が行っています。



お問い合わせ先 神戸公証センター
☎ 391-1180

「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」

法務省では、養育費や親子交流の取り決めについての手引きを作成しており、法務省のホームページからダウンロードすることが出来ます。

詳細はホームページをご覧ください。



離婚したときは

離婚後の手続き（主なもの）

離婚後の印鑑を決めて変更する

- 住民票の異動（転居・転出入・世帯主変更）【区役所市民課】
- 印鑑登録【区役所市民課】
- 子どもの転入学【区役所市民課】
- 子の氏の変更許可の申立て【家庭裁判所】 P.12

本人確認書類を変更する

- 運転免許証【免許更新センター】
- パスポート【旅券事務所】
- マイナンバーカード（個人番号カード）【区役所等】

家計や住居のことで変更する

- 預貯金通帳【金融機関】
- クレジットカード【信販会社】
- 生命保険類【保険会社】
- 住居の賃貸名義【家主・仲介業者】
- 光熱水費名義や引落口座【電力会社・ガス会社・水道局・金融機関】

新たな申請や変更

- 児童手当の名義【区役所保健福祉課】 P.15
- 児童扶養手当【区役所保健福祉課】 P.15
- 年金【区役所の国保年金係・年金事務所】 P.17
- ひとり親家庭等医療費助成【区役所の介護医療係】 P.21
- 健康保険や国民健康保険【区役所の国保の窓口】 P.21
- JR通勤定期券の特別割引【区役所保健福祉課】 P.29

ひとり親家庭を支援する制度やサービス（主なもの）

- ひとり親家庭支援センター P.2
- ひとり親家庭等就業・自立支援センター P.20
- 法律相談 P.10
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 P.20
- ひとり親世帯家賃補助制度 P.16
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 P.20
- 母子父子寡婦福祉資金貸付 P.18
- 就職に有利な資格取得支援事業 P.20

お子さんの年齢別主な支援制度

	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等	
	0~2歳	3~6歳				20歳未満	20歳以上
養育費確保	公正証書等作成費補助金 P.6 保証会社の利用費補助金 P.6						
経済的な支援	児童扶養手当 P.15 児童手当 P.15						
住まい	公営住宅の入居募集 P.16 ひとり親世帯家賃補助制度 P.16						
生活に困ったとき	母子父子寡婦福祉資金貸付 P.18						
就職・転職したい	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 P.20 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 P.20 就職に有利な資格取得支援事業 P.20						
健康をまもるために	ひとり親家庭等医療費助成 P.21						
保育が必要なとき	多様な保育 P.24 ファミリー・サポート・センターの利用料の補助 P.24						
進学の支援	就学援助等 P.27 ひとり親家庭高校生等通学定期券補助→ P.27 ひとり親家庭大学等受験料補助→ P.27						
助成	JR通勤定期の特別割引 P.29 税の所得控除 P.29						

相談したい

ひとり親家庭のための総合相談窓口

① 区役所保健福祉課・北須磨支所保健福祉課

- ・ひとり親家庭の方が抱えるいろいろな悩みごとの相談窓口です。母子父子自立支援員が問題解決のお手伝いをします。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



② ひとり親家庭支援センター

- ・ひとり親家庭及び寡婦の、総合的な福祉の向上を図る拠点です。
- ・一般的な相談のほか、就業相談、弁護士による法律相談などを行っています。

☎ ひとり親家庭支援センター (☎ 341-4532 / FAX 371-6478)



くらしの相談

くらし支援窓口

- ・経済的に困窮されている方の生活や仕事に関する相談に応じ、課題解決に向けた支援を行います。
- ・就労支援、就労準備支援、家計相談、学習支援など、状況に合わせて支援内容を提案します。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所の「くらし支援窓口」



離婚や債務など法律に関する相談

① 法律相談

- ・弁護士が法律上の問題（離婚、養育費、慰謝料、遺産相続、金銭貸借料）についてアドバイスします。

相談項目	相談方法		相談曜日・時間		
ひとり親家庭支援センター	面接 相談	(要予約) 341-4532 (予約専用電話)	毎月 5回	月	10:00~13:00
				火	17:30~20:30
				金	13:00~16:00
あすてっぴKOBE (女性のみ)	面接 相談	(要予約) お申込みはあすてっぴ KOBEのHPから ※対応が難しい場合は、361-8935 にお電話ください。	毎月 2回	木または土	13:00~15:30
イーブン(女性のみ)	面接 相談	(要予約) 360-8554 なやみ相談(面接)後に予約	原則 第2水		13:30~15:30

② 市民相談

(1) 市民相談

- ・市民相談室では、日常生活でのさまざまな問題について、ご相談に応じています。相談は無料です。

① 一般相談等(先着順)

☎ 市民相談室 (☎ 321-0033) 受付時間 8:45 ~ 11:30、13:00 ~ 16:30



相談項目	内容	相談曜日・時間	
一般	借地・借家、売買、相続、金銭貸借、相隣関係など日常生活における問題解決のための相談	月~金	9:00~12:00 13:00~17:00
家庭問題	離婚、扶養、親子関係など家庭内の相談		
交通事故	保険請求方法、示談の仕方などの相談		

② 専門相談（予約制）

問 市民相談室（☎ 321-0033） 予約受付時間 8:45～11:30、13:00～17:30

相談項目		内容	相談曜日・時間	
市民法律		借地・借家、売買、相続、金銭貸借、相隣関係などの法律相談 (先に市民相談員が事情を伺い、弁護士相談を受けていただきます。)	月～金	13:30 ～ 16:00
土地 ・ 建物	登記	所有権移転、相続などの各種登記手続きに関する相談	第2・4月	13:00 ～ 16:00
	境界	土地の境界などに関する相談	第3月 (休日の場合は 第3水)	
労働問題		リストラ、サービス残業、未払い賃金など労働条件に関する相談	第1・3木	
社会保険・年金		各種社会保険、年金などの相談	第2・4木	
税 務		所得税、相続税、贈与税など各種税金の相談	第1・3金	
住宅修繕		住宅・マンションのリフォーム・修繕などに関する相談	※第2・4水	
暴力特別		暴力団等によるゆすり、たかり、嫌がらせなどに関する相談	火	
遺言書・遺産分割協議書の作成		自筆による遺言書・遺産分割協議書の作成に関する相談	第2金	

※一部変更あり。相談日はお問い合わせください。

③ 休日法律相談（予約制）

・二次元バーコードより HP にアクセスの上、インターネット予約をご利用ください。

予約受付期間：前開催日の翌日9時～相談日前日21時まで

相談項目	内容	相談曜日・時間	
休日法律相談	借地・借家、売買、相続、金銭貸借、 相隣関係などの法律相談	※第1・3日	13:00～16:00



※一部変更あり。相談日は HP をご確認ください。

問 お問い合わせセンター（☎ 0570-083330 または 333-3330）
受付時間 8:00～21:00（年中無休）

(2) 区役所での法律相談

・二次元バーコードより HP にアクセスの上、インターネット予約をご利用ください。

	曜日		曜日		曜日		曜日
東灘	火	兵庫	月	長田	木	西	木
灘	金	北	水	須磨	火	玉津支所	月
中央	水	北神	水	垂水	金		



問 お問い合わせセンター（☎ 0570-083330 または 333-3330）
受付時間 8:00～21:00（年中無休）

(3) 神戸市FAQサイト

神戸市の暮らしや制度の疑問は、神戸市 FAQ サイトからご確認いただけます。

また、神戸市ホームページでは専門のコールセンターや相談窓口の情報をまとめて公開しています。



よくある質問

③ 法テラス（日本司法支援センター）

- ・法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる相談窓口です。
- ・無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

☎ 法テラス兵庫（☎ 0570-078334 [PHS可] [IP電話からは050-3383-5440]）
平日9:00～17:00、日・祝日・年末年始を除く



④ 家庭裁判所

(1) 家事手続き案内

- ・夫婦や親子、親族関係など、家庭内の問題についての申立て手続きを案内します。

(2) 子の氏変更許可の申立て

- ・子が、父又は母と氏を異にする場合、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称する（戸籍を移る）ことができます。

☎ 神戸家庭裁判所家事申立受付係（☎ 521-5930）



家庭や人間関係・働き方に関する相談等

① 男女共同参画センター・あすてっぷKOBE

(1) 相談

- ・女性の抱える悩みについて、さまざまな相談に応じています。



相談項目	相談方法	相談曜日・時間
女性のための こころの悩み相談 (女性カウンセラー)	電話相談 361-8361	火～土（祝日除く） 10:00～12:00 13:00～15:00
	面接相談（要予約） 361-8935（予約専用電話）	火・水・木・土（祝日除く） 13:00～15:50
働く女性・働きたい 女性のためのキャリア相談 (女性キャリアカウンセラー)	面接又はオンライン相談 お申込みはあすてっぷ KOBE のHPから（要予約）	原則 第1・3木 17:00～19:45 原則 第4土 9:00～11:45

(2) コワーキングスペース

- ・働く女性・働きたい女性、お子様連れの男性にご利用いただける「あすてっぷコワーキング」が市内3カ所（こうべ・学園都市・六甲アイランド）にあります。

〈利用料〉無料（要予約）

〈サービス〉Wi-Fi、個室ブース、パソコン貸し出し、一時保育（要予約、定員あり）

〈開館日〉月曜～土曜 9:00～20:00

☎ 神戸市男女共同参画センター・あすてっぷ KOBE（☎ 361-6977）



② 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

- ・男女がともに生き生きと暮らせる社会を目指して、さまざまな相談に応じています。



相談項目	相談方法	相談曜日・時間
女性のためのなやみ相談 (女性カウンセラー)	電話相談 360-8551	月～土 9:30～12:00 13:00～16:30
	面接相談（要予約） 360-8554	月～金 9:40～18:40 土 9:40～16:20
女性のためのチャレンジ相談 (女性社会保険労務士等)	360-8554（予約専用電話）	原則 毎月第1～4木 ※土曜実施もあり
男性のための相談（男性臨床心理士）	360-8553（電話相談のみ）	原則 毎月第1・3火 17:00～19:00

DV（配偶者からの暴力被害）に関する相談

① 配偶者暴力相談支援センター（女性のためのDV相談室）

・DVに関する相談に応じています。

問 神戸市配偶者暴力相談支援センター（☎ 382-0037）
毎日（12月28日～1月4日を除く）9:00～17:00



② 兵庫県警察本部（ストーカー・DV相談窓口）

・ストーカーやDVの相談を、24時間受け付けています。
緊急時は「110番」してください。

問 兵庫県警ストーカー・DV相談電話（☎ 371-7830）



上記の他、DVに関する相談窓口をまとめたページはこちらから →

子どもの相談

① 子育て応援サイト「こどもっとKOBÉ」

・目的や年齢などから情報を簡単に検索でき、子育てに関する相談先や実際に制度を利用した方の声など、子育てに役立つ情報やコンテンツが満載のウェブサイトです。



② こども家庭センター（児童相談所）

子どもや家庭に関する専門の相談機関として、児童福祉司・児童心理司・医師などの専門職員が、チームで対応します。お子さん本人やご家族の方が、例えば、次のようなことで困ったり、悩んだりされたときなどにご相談ください。

- 子どもを家庭で育てることができない…
- しつけや育て方に不安を感じる…
- イライラしてつきつく叱ってしまう…
- 幼稚園や学校へ行きたがらない…
- 生活の乱れ、非行が目立ってきている…
- 発育の遅れが気になる…

問 こども家庭センター（児童相談所）（☎ 599-7300 / FAX 977-8085）
月～金（祝日・年末年始を除く）8:45～17:30

○児童相談所虐待対応ダイヤル

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

問 ☎ 189（いちはやく）24時間・年中無休 ※通話料無料



③ 児童家庭支援センター

子どもや家庭に関する相談に応じ、助言を行います。また、子育てに関して、緊急時には時間外も電話相談を受け付けています。（電話相談：24時間受付、来所相談：要予約）

問 児童家庭支援センターはれるや御影（☎ 891-8833）東灘区御影中町1丁目2-10
神戸真生塾子ども家庭支援センター（☎ 341-6492）中央区中山手通7丁目25-38
児童家庭支援センターおるおるステーション（☎ 371-4351）兵庫区下祇園町37-9
児童家庭支援センターしらゆり（☎ 594-7785）北区鈴蘭台東町1丁目8-16 扇野ビル2階
児童家庭支援センターちゃいんど・はーばー・こうべ（☎ 751-0123）垂水区平磯1丁目2-5



④ こども家庭支援室

妊娠中から思春期に至るまで子育ての不安や悩み・虐待に関する相談に、保健師など専門職員が対応します。各区保健福祉部・支所保健福祉課に開設しています。

問 月～金（祝日を除く）8:45～17:30



区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
東灘区役所	856-8080	兵庫区役所	512-2525	長田区役所	521-0415	垂水区役所	705-1150
灘区役所	843-7035	北区役所	595-4150	須磨区役所	731-8080	西区役所	991-6611
中央区役所	335-5423	北神区役所	987-0990	北須磨支所	793-8080		

5 療育センター

子どもの障がいについての相談、障がい児の訓練・通園療育などに関する相談に応じています。
※月～金（祝日を除く）8:45～12:00、13:00～17:30

- ☎ 総合療育センター（☎ 646-5291 / FAX 646-5289）
- ☎ 東部療育センター（☎ 451-7552 / FAX 451-7556）
- ☎ 西部療育センター（☎ 708-0573 / FAX 708-0576）



6 地域子育て支援事業（地域子育て相談ルーム）

育児における孤独感や不安感など、さまざまな相談に保育経験の豊かな保育士が応じています。

☎ 地域子育て支援事業（地域子育て相談ルーム）

電話相談：月～金（祝日を除く）9:00～17:00

電話相談の番号は、右記のホームページ内の「子育て相談（地域子育て相談ルーム）
保育所一覧」でご確認ください。

Email相談：ikujisodan@city.kobe.lg.jp



7 こどもっとひろば（児童館）子育て相談

児童や保護者の疑問や悩みについて相談に応じています。お気軽にご連絡ください。

☎ 最寄りの児童館



8 教育相談

学校・家庭での教育に関する悩み（いじめ・不適切指導・学校生活全般）について相談に応じています。

相談機関	相談方法	相談曜日・日時	ホームページ
お困りごとポスト	WEB・手紙 ※ホームページからお申込みください	随時受付	
教育相談室	電話相談 ☎ 360-3152 フリーダイヤル 0120-790-783	月～金 9:00～17:00	
	面接相談（要予約） ☎ 360-3150（予約受付）	火～金 10:00～12:00 13:00～17:00	
不登校支援 相談センター	電話相談 ☎ 366-0123	月～金 9:00～17:00	

その他の相談

1 民生委員・児童委員、主任児童委員

- ・みなさんの地域で、暮らしのこと、子どものことなど広く相談に応じています。
- ・お住まいの住所ごとに担当の民生委員・児童委員、主任児童委員が決まっています。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



2 おやこに寄り添う「ここならチャットKOBÉ」

- ・行政サービス等のお役立ち情報をLINEで配信し、配信した情報への質問や相談等に専門資格を持った相談員がお返事します。お気軽にご利用ください。



詳細はこちら



LINEへの登録はこちら

経済的な支援について

① 児童扶養手当

- ・ひとり親家庭の児童を対象とした手当です。
- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの（政令で定める中度以上の障がいがある場合は20歳未満の）児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。
- ・所得制限があります。

支給月額（令和7年4月現在）

全部支給	一部支給
46,690円	46,680～11,010円

ただし、所得や児童の人数等により支給額が異なります。

[問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」](#)



② 児童手当

- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している父母等に支給されます。

支給月額（児童1人あたり）（令和7年4月現在）

支給対象児童	児童手当	児童手当（第3子以降）
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～中学生	10,000円	
高校生年代	10,000円	

[問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」、玉津支所保健福祉担当](#)



③ 特別児童扶養手当

- ・精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父母等に支給されます。
- ・所得制限や、障がい程度による認定基準があります。

支給月額（令和7年4月現在）

子ども 1人につき	1級障害の場合	56,800円
	2級障害の場合	37,830円

[問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」](#)



④ 障害児福祉手当

- ・常時介護を必要とする重度の障がい児（20歳未満）に支給されます。
- ・所得制限や、障がい程度による認定基準があります。

支給月額（令和7年4月現在）

一人につき	16,100円
-------	---------

[問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」](#)



⑤ 交通遺児奨学金

- ・交通事故により保護者が死亡又は著しい後遺障がいをもつことになった場合、児童および生徒に支給される奨学金です。

支給年額（令和7年1月現在）

幼稚園及び保育所・園（年長）	44,400円	小学生	50,400円	中学生	58,800円
----------------	---------	-----	---------	-----	---------

[問 危機管理局防災企画課（☎ 322-5171）](#)



住まい

① 神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）

- ・住まいに関する相談や情報提供を行っています。
- ・住まいをお探しの方には、公的な物件の窓口ほか、民間の物件情報、支援制度などの情報も提供します。
- ・住宅建築、改修等、住宅全般に関する相談も受け付けています。

☎「すまいるネット」(☎ 647-9900) 10:00 ~ 17:00

長田区二葉町 5 丁目 1-1 アスタくにづか 5 番館 2 階 (水曜・日曜・祝日定休)



② 公営住宅（市営住宅・県営住宅）

募集時期	管轄区域	お問い合わせ先	ホームページ
市営住宅 年 4 回 (5・8・ 11・2 月)	市 内	神戸住環境整備公社市営住宅募集係 (☎ 647-9804) ※募集期間等は、「広報紙 KOBE」でお知らせしています。	
県営住宅 毎 月	西区及び明舞団地	TC神鋼不動産サービス(株) 西区・明舞管理事務所 (☎ 915-1091)	
	上記以外	TC神鋼不動産サービス(株) 神戸管理事務所 (☎ 647-9201)	

③ 独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）

- ・空き住宅について先着順で受け付けています。(休業日・水曜)

☎ 都市再生機構UR神戸営業センター (☎571-6789) 中央区加納町 4 丁目 2 番 1 号 神戸三宮阪急ビル 8 階



④ ひとり親世帯家賃補助制度

- ・より良い住まいへ新たに引っ越しされたひとり親世帯に家賃の補助を実施しています。
- 家賃補助…月 15,000 円 (最大 6 年間)
助成を受けるには、一定の要件を満たす必要があります。
※市営住宅または県営住宅にお住まいの方は申込できません。

☎ (一財) 神戸住環境整備公社 住環境部 住環境推進室 (☎ 647-9903)

9:00 ~ 17:00 (土日祝日、年末年始除く) 長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 8 階



⑤ こうべぐらし応援補助金「住みかえーる」

- ・妊婦を含む就学前の子どもがいる世帯が、親世帯と近居・同居する場合や、団地（4 階建て以上のエレベーターのない賃貸マンション）に住み替える場合の費用を補助します。
- ※一定の要件を満たす必要があります。

☎ 神戸市建築住宅局政策課



⑥ 母子生活支援施設

- ・18 歳未満の子どもを養育している母子家庭など、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる児童福祉施設です。
- ・生活の安定のための相談や援助を行いながら、自立を支援します。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」





① 遺族基礎年金

- ・国民年金に加入し遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている人、または、老齢基礎年金の受給資格を満たしていた人(※)が死亡したとき、その人に生計維持されていた「子どものある配偶者」または「子ども」に、支給されます。
- ・支給期間は、子どもが18歳に達する日以降の最初の3月31日までです。
(障害年金の障がい等級1級または2級の子どもの場合は20歳になるまで)

問 住所地の区役所・支所の国保年金係

※受給資格期間が25年以上ある人に限ります。

② 遺族厚生年金

- ・厚生年金に加入していた人、または、老齢厚生年金の受給資格を満たした人(※)が死亡したとき、その人に生計維持されていた遺族に支給されます。
- ・「子どものある配偶者」または「子ども」は、遺族基礎年金を併給できる場合があります。
- ・死亡時に55歳以上の夫は対象となりますが、60歳に達してから支給されます。夫が遺族基礎年金を受給中に限り、60歳未満でも遺族厚生年金を併給できます。

問 住所地を管轄する年金事務所、街角の年金相談センター北須磨（下記⑤参照）

※受給資格期間が25年以上ある人に限ります。

③ 寡婦年金

- ・国民年金第1号被保険者としての保険料納付期間と免除期間が合わせて10年以上(※)ある人が、年金を受けずに亡くなった場合、婚姻期間が10年以上継続している妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

問 住所地の区役所・支所の国保年金係

※平成29年8月1日より前に亡くなった場合、25年以上の期間が必要です。

④ 国民年金保険料免除制度

- ・収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料免除や納付猶予などの制度があります。
- ・学生には学生納付特例制度があります。
- ・申請する年度の前年所得が基準額以下であることなどの条件があります。詳しくは窓口でご相談ください。

問 住所地の区役所・支所の国保年金係

⑤ 年金に関する相談

管轄区域	名称	電話番号	所在地
東灘、灘	日本年金機構 東灘年金事務所	811-8475	〒658-0053 東灘区住吉宮町1-11-17
中央	日本年金機構 三宮年金事務所	332-5793	〒650-0033 中央区江戸町93（栄光ビル3、4階）
兵庫、北	日本年金機構 兵庫年金事務所	577-0294	〒652-0898 兵庫区駅前通1-3-1
長田、須磨、垂水、西	日本年金機構 須磨年金事務所	731-4797	〒654-0047 須磨区磯馴町4-2-12
神戸市	街角の年金相談 センター北須磨	来所相談のみ	〒654-0154 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル7階

生活に困ったとき

① 生活保護

- ・病気で働けないなどの理由で、生活が困難になった場合、他の制度の利用や、資産の活用など個人的な努力では補いきれないときに、最低生活を保障する制度です。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所「生活支援課」、北神区役所保健福祉課



② 住居確保給付金

- ・家賃相当分（上限あり）の住居確保給付金の支給により、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度です。
- ・離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方が対象です。
- ・支給期間は原則として3ヶ月間です。（ただし、一定の条件を満たしている場合は延長が可能です。）
- ・令和7年4月より、一定の条件を満たせば、転居費用が支給可能な場合があります。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所の「くらし支援窓口」



③ 母子父子寡婦福祉資金貸付

- ・母子家庭や父子家庭や寡婦の方々の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上や子どもの健やかな成長を図るための資金です。
- ・貸付の必要性や償還能力等について審査のうえ決定します。児童や連帯保証人への面接などを行います。

☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



④ 生活福祉資金

- ・収入の少ない家庭や障がい者の方などの経済的自立をお手伝いし、安定した生活の確保と福祉の向上を図るための貸付制度です。

☎ 住所地の区の社会福祉協議会（区役所内）



⑤ ひとり親家庭住宅支援資金貸付

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいる方に、入居している住宅の家賃実費（上限月額あり・12か月）を無利子で貸付する制度です。

☎ 神戸市ひとり親家庭住宅支援資金貸付窓口（☎ 050-5444-8411）



MEMO



.....

.....

.....

.....

.....

就職・転職したい

① ひとり親家庭就職・転職支援サービス

- ・キャリアコンサルタントの資格を持つカウンセラーに、LINE やビデオ通話で相談ができます。適職診断であなたに合う企業の紹介も行っています。

LINE で「ひとり親家庭就職・転職支援サービス」を友達登録して予約してください。

[問](#) [こども家庭局子育て支援課](#)



② ハローワーク（公共職業安定所）

- ・職業紹介事業を行う国の機関です。無料で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。
- ・マザーズハローワークは、子ども連れで利用しやすい環境が整っています。

名称	所在地	電話番号
ハローワーク神戸	中央区相生町1-3-1	362-8609
ハローワーク灘	灘区大内通5-2-2	861-8609
ハローワーク西神	西区糀台5-3-8	991-1100
ハローワークプラザ三宮 (マザーズハローワーク)	中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル1階	231-8609
ハローワーク明石	明石市大明石町2-3-37	912-2277
ハローワーク神戸 三田出張所	三田市天神1-5-25	079-563-8609



[問](#) [各管轄地域など詳細は兵庫労働局ホームページでご確認ください。](#)

③ ひとり親就労サポート事業

- ・区役所内にハローワークの窓口（ワークサポート）を設置して、職業相談・職業紹介等を行っています。
- ・求人情報の検索もできます。
- ・対象は、児童扶養手当を受給中もしくは申請中の方となります。

[問](#) [ハローワーク神戸 専門援助第二部門（☎ 362-4570）](#)

④ 職業訓練

- ・仕事に就くにあたり必要な技能、技術を身につけるための職業訓練が無料（教材費代のみ負担）で受けられます。
- ・主に雇用保険の受給ができる方を対象とした 公共職業訓練と、主に雇用保険の受給ができない方を対象とした 求職者支援訓練があります。
- ・利用にあたっては、一定の要件があります。

[問](#) [公共職業安定所（ハローワーク）](#)



⑤ 兵庫県立男女共同参画センター・イーブン（女性就業相談室）

- ・再就職や起業、在宅ワークを目指す方、働き方を考えたい方にセミナーや個別面談があります。
- ・併設のハローワーク相談窓口では、求人検索機の利用や職業相談、紹介が受けられます。

[問](#) [兵庫県立男女共同参画センター・イーブン（☎ 360-8550）](#)



⑥ ひとり親家庭等就業・自立支援センター

- ・個別就業相談や就業支援セミナーなどの、就業支援を行っています。

問 ひとり親家庭支援センター (☎ 341-4532 / FAX371-6478)



⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

- ・ひとり親家庭の親が、市が指定した教育訓練講座を受講する場合、受講料の一部を支給します。受講開始前に事前相談と14日前までの申請が必要です。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

- ・ひとり親家庭の親が、特定の資格を取得するため養成機関で6か月以上修業する場合に給付金を支給します(所得制限があります)。事前相談が必要です。
- ・支給内容は、市県民税課税世帯で月額70,500円(最終学年のみ月額110,500円)(上限4年)、修了時25,000円など。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



⑨ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

- ・高等職業訓練促進給付金の支給を受けた方に対して、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。
- ・入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内
- ・養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務(1週間の所定労働時間が20時間以上あるもの)に5年間引き続き従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」
神戸市社会福祉協議会地域支援部ひとり親家庭貸付係 (☎271-5317)



⑩ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- ・高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母とその子どもが対象です。
- ・民間事業者などが実施する高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講する場合の受講費用の一部を助成します。受講開始前に事前相談と申請が必要です。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



⑪ 就職に有利な資格取得支援事業

- ・ひとり親家庭の親子のために、就業に必要な技能習得やより良い就業ができるよう、就業に結びつく可能性の高い技能や資格を取得するための資格取得講座を開催いたします。

問 ひとり親家庭支援センター (☎ 341-4532 / FAX 371-6478)

※受講のお申し込みは、web サイトにて受け付けております。



健康をまもるために

① ひとり親家庭等医療費助成（医療費の一部を助成します）

- ・18歳に達した日以降の最初の3月31日まで（ただし、高等学校等に在学中の場合は、20歳に達した日の属する月の末日）の子どもを監護、養育している、ひとり親家庭の父母とその児童が対象です（医療保険への加入が前提です）。
- ・医療機関などで受診した際にかかる医療費（保険診療の患者負担分）の一部を助成します。
- ・所得制限があります。



問 住所地の区役所・支所の介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）

② その他の医療費助成等（医療費の一部または全部を助成します）

項目	内容	お問い合わせ先	ホームページ
こども医療費助成	0歳～高校3年生（18歳到達後、最初の3月31日まで）の方が対象です。	①	
重度障害者医療費助成	重度障がい者（身体、知的、精神）が対象です。等級・所得制限などの認定基準があります。	①	
未熟児養育医療給付	医師が、身体の発育が未熟で入院が必要であると認めた乳児が対象です。ただし、審査があります。	②	
小児慢性特定疾病医療費助成	厚生労働省が指定した小児慢性特定疾病（認定基準あり）にかかっている18歳未満（継続の場合は20歳未満）の方が対象です。	②	
指定難病医療費助成	厚生労働省が指定した難病（認定基準あり）にかかっている方が対象です。	②	
自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を取得しており、障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上の方が対象です。	②	
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいがあり、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳未満の児童が対象です。	②	
自立支援医療（精神通院医療）	通院による精神医療を継続的に要する方が対象です。	②	

お問い合わせ先は、住所地の区役所・支所の下記の担当窓口

- ① 介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）
- ② 保健福祉課・玉津支所保健福祉担当

③ 国民健康保険

- ・神戸市にお住まいで、勤務先の健康保険などに加入していない方は国民健康保険に加入する必要があります。



④ 市民健診

(1) 神戸市健康診査

生活習慣病で治療中の方を除いた、会社などで健診の機会がない39歳以下の方、40歳以上の医療保険に加入していない生活保護受給者等が対象です。



(2) 神戸市国保特定健康診査

当年度40歳以上の神戸市国民健康保険加入者が対象です。

※神戸市国保以外の医療保険にご加入の40～75歳未満の方は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。



(3) がん検診

乳がん検診（対象年齢：40歳以上（※））や子宮頸がん検診（20歳以上（※））、胃がん（内視鏡）検診（50歳以上（※））、胃がん（バリウム）検診・肺がん検診・大腸がん検診・口腔がん検診（当年度に40歳以上の方）などを実施しています。

（※）かつ当年度に偶数歳の誕生日を迎える方

(4) 歯周病検診

対象者は40歳・50歳・60歳（個別案内、実施医療機関で実施）

(5) 妊婦歯科健康診査

母子健康手帳の受診券を利用して妊娠期間中に1回無料で受けることができます。

☎ (1)～(4)に関する問い合わせ先

神戸市けんしん案内センター（☎ 262-1163 / FAX 262-1165）

受付時間 8:40～17:00（土日祝、8/13～8/15、年末年始を除く）

(5)及び(3)の口腔がん検診に関する問い合わせ先

お問い合わせセンター（☎ 0570-083330 または 333-3330）

受付時間 8:00～21:00（年中無休）

⑤ 乳幼児健康診査

- ・乳幼児の健康管理や病気などの早期発見のために4か月児健診、9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しています。
- ・受診については、個別にご案内しています。
- ・1歳6か月児、3歳児健診ではフツ化物塗布（有料）も行っています。
- ・4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診では、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが育児、栄養、歯科などの相談にも応じています。



☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」

⑥ 予防接種の実施

- ・子どもを病気から守るために、さまざまな予防接種を実施しています。
- ・「予防接種券綴り」を母子健康手帳と一緒にしてお渡していますのでご覧ください。
- ・かかりつけ医にご相談のうえ接種してください。
- ・予防接種のスケジュール管理は、スマートフォン用アプリ「KOBE 予防接種ナビ」をご活用ください。



☎ 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」、玉津支所保健福祉サービス窓口

妊娠・出産

① 助産施設

- ・ 経済的理由で入院助産を受けることができない場合、助産施設（指定病院）で出産できます。
- ・ 所得に応じて一部負担があります。



施設名	電話番号	住所
神戸市立医療センター 中央市民病院	☎ 302-4321	中央区港島南町 2丁目 1-1
神戸市立医療センター 西市民病院	☎ 576-5251	長田区一番町 2丁目 4
済生会兵庫県病院	☎ 987-2222	北区藤原台中町 5丁目 1-1
神戸市立西神戸医療センター	☎ 997-2200	西区梶台 5丁目 7-1

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」

② 産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型）

- ・ 産後ケアを必要とする方に、助産師が母体のケアや育児相談などの支援を行います。
- ・ 産後1年以内のお母さんと赤ちゃんが対象です。助産所や医療機関で実施する宿泊型・通所型と、ご自宅にお伺いする訪問型があります。



宿泊型・通所型



訪問型

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」

③ 産前産後ホームヘルプサービス・多胎児家庭ホームヘルプサービス

- ・ 体調不良などで家事や育児が困難で、昼間手伝いをしてくれる人がいない家庭にヘルパーを派遣します。産前産後（多胎児は4歳になるまで）に利用できます。



産前産後
ホームヘルプ
サービス



多胎児家庭
ホームヘルプ
サービス

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」

④ こうべ子育て応援LINE

- ・ 妊娠中から3歳の誕生日を迎えるまでの子どもがいる方に、妊娠週数や月齢に応じた胎児・乳児の成長課程、妊娠生活・育児のアドバイス、各種行政サービスなどの子育てに役立つ情報をタイムリーに配信しています。



詳細はこちら



LINEへの
登録はこちら

MEMO



.....

.....

.....

.....

.....

こどもの保育が必要なとき

① 保育所を利用したいとき

保育所等施設には、保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業）など、様々な施設があり、施設によって、対象となる子どもの年齢や利用できる時間が異なります。保育所等施設を利用するためには、教育・保育給付認定の2号・3号認定が必要です。保護者に就労や求職活動などの保育を必要とする事由があり、ご家庭での保育が困難な場合には、2号認定・3号認定を受けて利用申込みができます。

各区役所・支所では、「保育サービスコーディネーター」が子どもの保育を希望するご家庭の相談に応じ、個々の状況に合った保育サービスの情報を提供しています。制度のこと、手続きのことなど、各区役所・支所こども福祉担当の保育サービスコーディネーターまで、お気軽にご相談ください。

☎ 区役所・北須磨支所「保健福祉課」



施設一覧



2・3号認定の申請・利用申込

② 放課後児童健全育成事業（学童保育）

- ・仕事などのため、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に児童館や学校内の学童保育コーナー、地域で自主的に運営される学童保育所で放課後児童クラブ（学童保育）を実施しています。
- ・各学年の受け入れ状況や入会に関するお問い合わせは市ホームページをご覧ください。

☎ こども家庭局こども青少年課、各放課後児童クラブ（学童保育）



③ 一時保育

保護者のパート就労や病気等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のために、市内の認可保育施設において、普段入所（園）していない子どもを一時的にお預かりします。

- ・対象：神戸市内の認可保育施設に保育認定を受けて入所（園）していない満1歳から就学前の子ども
- ・利用料：2,400円/日または3,600円/日（利用理由により異なります）

☎ 各施設

※施設ごとに利用人数や利用可能日が異なります。また利用前に事前面接が必要ですので、必ず事前に利用希望施設にお問い合わせください。



④ ファミリー・サポート・センター

- ・育児の援助を受けたい人と援助したい人が互いに会員になって援助活動を行います。
- ・保育所等の送迎や帰宅後の預かりなどを行います。
- ・1時間あたりの利用料金は700～800円です。

☎ ファミリー・サポート・センター（☎ 414-3081）

- ・ひとり親家庭の方は、利用料の一部を補助する制度があります。

☎ ひとり親家庭支援センター（☎ 341-4532 / FAX 371-6478）



⑤ 子育てリフレッシュステイ

- ・病気、出産等で育児にお困りの場合や、一人でゆっくりしたい、お買い物に行きたいなど、ご自身のリフレッシュをしたい場合に、施設にて子どもを預かり世話をします。
- ・宿泊を伴って一定期間お預かりするショートステイと1日のうち一定時間お預かりするデイサービスがあります。(月10日以内)



子ども1人1日の料金・ひとり親世帯の減免適用の場合(証明書類必要)

事由	年齢	ショートステイ	デイサービス
病気・出産・事故・災害・看護・冠婚葬祭・出張・失踪・転勤・育児疲れ・慢性疾患児の看護疲れ・就労・就職、就労のための知識技能の修得・学校等の公的行事の場合	2歳未満	2,450円/日	1,300円/日
	2歳以上	1,850円/日	
その他の場合	2歳未満	3,250円/日	2,000円/日
	2歳以上	2,450円/日	

※1人1日分の料金です。1泊2日利用の場合、2日分の料金となります。

※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方は利用料の減免があります。(証明書必要)

※上記利用料のほか医療費や日常生活用品等に係る費用については、実費相当額を負担いただく場合があります。

※お子さんの状態や施設の都合でお預かりできない場合があります。

問(制度について) お問い合わせセンター(☎0570-083330または333-3330 / FAX333-3314)
受付時間8:00~21:00(年中無休)

問(利用について) 各施設

⑥ ひとり親家庭のベビーシッター利用料の補助

- ・ベビーシッターを利用した際の保育利用料の一部を補助します。

問 ひとり親家庭支援センター(☎341-4532 / FAX371-6478)



⑦ こどもっとひろば(児童館)

- ・児童館は、中学校区に一つ以上、0歳~18歳までの全てのこども達が利用できる場です。主に乳幼児の子育て相談ができる、子育てチーフアドバイザーが常駐しており、0歳のこどもが来館した際には「はじめておでかけギフト」の配布等を行っています。乳幼児向けプログラムも実施していますので、是非お立ち寄りください。近くの児童館はこちらから検索できます。

問 最寄りの児童館



⑧ ひとり親家庭の交流の場となる拠点

ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりを行っています。

問 こども家庭局子育て支援課



⑨ こどもの居場所づくり事業

- ・子どもたちが、放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを実施しています。
- ・実施日時や場所、実施内容はそれぞれの団体によって異なります。各実施団体の内容についてはホームページをご確認ください。

問 こども家庭局こども未来課



10 乳児院・児童養護施設

- ・何らかの事情で子どもを育てることができない場合に、保護者に代わり子どもを養育する施設です。
- ・乳児院は概ね2歳未満、児童養護施設は18歳未満の子どもをお預かりします。



☎ こども家庭センター（児童相談所）（☎ 599-7300 / FAX 977-8085）
月～金（祝日・年末年始を除く）8:45～17:30

11 病児保育

子どもが病気の時、保護者が勤務の都合や冠婚葬祭など、社会通念上やむを得ない事情により、家庭での保育ができない場合、保育園等に代わって一時的に保育する事業です。病児保育室の定員を超えた場合や、病状によっては預けられない場合がありますので、お預けになる予定の病児保育室へ直接確認をお願いします。



①対象者

市内に居住する小学校6年生までの児童

※市外居住でも、神戸市内の認可保育所（園）・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・小学校に通う場合、保護者が神戸市内に勤務の場合は利用可能

※保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができないことが条件

②利用料

1人あたり2,000円（500円程度の昼食代・おむつ代が別途必要）

③利用料の減額・減免制度

- ・生活保護法による被保護世帯：0円（無料）
- ・住民税非課税世帯：0円（無料）
- ・所得税非課税世帯：1,000円（半額）

☎ 各施設または、こども家庭局幼保事業課

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....



こどもの進学の支援を受けたい

① ひとり親家庭高校生等通学定期券補助事業

- ・神戸市に住所を有し、児童扶養手当を受給しているなどの対象要件を満たしているひとり親家庭の高校生等が購入した通学定期券の購入費用を全額補助します。(上限なし)
- ・上記が対象外の場合でも「高校生通学定期券補助制度」に該当する場合があります。
- ・オンラインにより申請を受付しています。

問 行政事務センター (☎ 291-5952 / FAX 381-6675)



② ひとり親家庭等低所得子育て世帯の大学等受験料補助事業 (令和8年1月~受付開始予定)

- ・児童扶養手当受給世帯または、非課税世帯のこどもを対象に、大学等の受験料を補助します。(上限 53,000 円)
- ・申請方法や必要書類等は随時神戸市 HP に掲載していきます。

問 神戸市 HP をご確認ください。



③ 生活困窮者学習支援事業 (くらし支援窓口)

- ・生活困窮世帯の中学生等を対象に、無料の学習会(学習会型・オンライン型)を開催しています。

問 (学習会型) くらし支援窓口を使用している世帯、生活保護を受けている世帯は、住所地の区役所・北須磨支所の「くらし支援窓口」児童扶養手当、就学援助を受けている世帯は、住所地により問い合わせ先が異なるので、ホームページをご確認ください。

問 (オンライン型) 家庭教師のトライ (☎ 06-6120-9188)



④ 就学援助

- ・神戸市にお住まいで小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校の前期課程に就学する子どもが学校で楽しく勉強できるよう、文房具や教材、給食などの費用にお困りの保護者に援助を行っています。

問 在学する学校またはお問い合わせセンター (☎ 0570-083330 または 333-3330)



⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- ・高等学校を卒業していないひとり親家庭の父母とその子どもが対象です。
- ・民間事業者などが実施する高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講する場合の受講費用の一部を助成します(所得制限があります)。受講開始前に事前相談と申請が必要です。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



⑥ 高等学校等就学支援金制度

- ・高校等の授業料の支援として、国公立問わず、一定所得未満の世帯に就学支援金が支給されます。
- ・申請には、課税証明書(市町村民税の課税標準額が記載されたもの)などが必要です。

問 在学する学校



⑦ 市立高等専門学校・高等学校授業料の減免制度

- ・経済的理由で、市立高等専門学校・高等学校の授業料を納入することが困難な場合、授業料の免除又は減額を行う制度です。
- ・高等専門学校の方は、授業料が④の就学支援金制度の支給額または日本学生支援機構の授業料の減免額を超える場合、高等学校の方は再入学等で就学支援金の対象とならない場合のみ減免対象となります。

 [在学する学校](#)



⑧ 私立高等学校等生徒授業料軽減補助

- ・経済的理由で、私立高等学校の授業料を納入することが困難な場合に、授業料の軽減補助が受けられる制度です。
- ・一定所得未満の世帯に、③の就学支援金制度の上乗せとして兵庫県単独補助により助成を行うものです。

 [在学する私立学校](#)



⑨ 高校生等奨学給付金事業

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う制度です。
- ・授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費等になります。

 [在学する学校](#)



⑩ 私立高等学校等入学資金貸付

- ・私立高等学校に入学される方で、入学金の支払いが困難な場合に貸与されます。
- ・1人30万円以内。3年間の在学中に6回に分けて返済する必要があります。入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象となります。授業料、教科書・制服・カバン代等は対象外です。

 [在学する中学校または兵庫県私学振興協会 \(☎ 515-6760\)](#)



⑪ 高等学校等奨学資金貸付

- ・経済的な理由により、修学が困難な高校生に対して、奨学金を貸付けます。

 [在学する学校または兵庫県高等学校教育振興会 \(☎ 361-6640\)](#)



⑫ 高等教育の修学支援新制度

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に在学する一定所得未満の世帯に対して、下記の支援を行っています。

- ① 授業料・入学金の免除または減額（授業料等減免）
- ② 給付型奨学金の支給

 [在学する学校または、進学先の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校](#)



⑬ 日本学生支援機構奨学金

- ・経済的な理由により、教育を受けることが困難な状況にある大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）及び大学院に在学する者に対し、奨学金を貸付けます。
- ・奨学金は学生本人に貸与し、卒業後学生本人が返還することになります。奨学金の種類は、第1種奨学金（無利息）、第2種奨学金（利息付）があります。

 [在学する学校](#)



⑭ 国の教育ローン

- ・高校、大学、専修学校、専門学校、各種学校などに入学又は在学する方の保護者に対して、入学資金（入学金や受験費用などの入学費用）や在学資金（授業料、通学費など）を貸付ける制度です。

問 教育ローンコールセンター（☎ 0570-008656）
日本政策金融公庫神戸支店（☎ 0570-064168）



⑮ 母子父子寡婦福祉資金貸付（修学・就学支度資金）

- ・ひとり親家庭の児童が、経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学・就学支度資金を貸し付けます。（P.18 の『生活に困ったとき』参照）

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」



⑯ 生活福祉資金（教育支援資金）

- ・学校教育法に規定する高等学校、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む）または高等専門学校に就学するのに必要な経費や入学に際しに必要な経費を貸し付けます。
- ・低所得世帯が対象です。

問 住所地の区の社会福祉協議会（区役所内）



助成

① JR 通勤定期券の特別割引

- ・児童扶養手当受給世帯の方は、JR 通勤定期乗車券が 3 割引で購入できます。

問 住所地の区役所・北須磨支所「保健福祉課」（電話番号等は P.1 参照）



② 税の所得控除

- ・税制度上の「ひとり親」「寡婦」の要件は、このハンドブックで掲載されている「ひとり親家庭」の要件と異なります。所得控除、非課税、減免の対象者に関しては担当部署にお尋ねください。
- ・ひとり親世帯で所得が一定額以下の場合は、住民税が課税されない、または減免される場合があります。
- ・ひとり親控除の適用を受けようとする場合は、年末調整や確定申告で忘れずに控除の申告をしてください。

問 行財政局個人市民税担当（☎ 647-9300）
もしくは税務署



③ 少額貯蓄非課税制度（マル優）

- ・元利 350 万円までの預貯金利子が非課税になる制度です。
- ・児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給されている母子世帯、寡婦の方が対象です。

問 各金融機関



休日・夜間の初期救急医療体制（かかりつけ医・歯科医が不在の時）

令和7年3月時点

		連絡先	時間		
電話で相談する	子ども急病電話相談 (看護師による小児救急医療に関する助言)	☎ 078-891-3499 ※けがの相談は対象外	月～金 土 休日	20:00～翌7:00 15:00～翌7:00 9:00～翌7:00	
	救急車？ 病院？ 迷った時は (24時間365日対応) 救急安心センターこうべ	☎ #7119 (つながらない場合は☎ 078-331-7119)	24時間365日対応		
救急を受診する	急病診療所	☎ 078-341-2313 中央区橋通4丁目1-20 (神戸市医師会館1階) ※事前受付制	内科	月～金 土 休日	21:00～23:40 18:00～23:40 9:00～16:40 18:00～23:40
			耳鼻いんこう科	土(休日を除く) 休日	18:00～23:40 9:00～16:40
			眼科	土(休日を除く) 年末年始	18:00～23:40 9:00～16:40
	神戸子ども初期急病センター	☎ 078-891-3999 中央区脇浜海岸通1丁目4-1 (HAT神戸内)	小児科 (内科系疾患のみ対応)	月～金 土 休日	19:30～翌6:30 14:30～翌6:30 8:30～翌6:30 ※診察は、標記の30分後より開始。
	東部休日急病診療所	☎ 078-801-5199 灘区岸地通1丁目1-1 (灘区民ホール3階) ※事前受付制 ※専用駐車場はありません	内科	休日	9:00～16:40
	西部休日急病診療所	☎ 078-795-4915 西区学園西町4丁目2 (神戸市医師会看護専門学校1階) ※事前受付制	内科 小児科 (内科系疾患のみ対応)	休日	9:00～16:40
	北部休日急病診療所	☎ 078-583-4199 北区山田町下谷上字池ノ内4番地の1 (箕谷会館1階) ※事前受付制	内科	休日	9:00～16:40
	休日歯科診療所	☎ 078-331-8099 中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館5階509号室 ※専用駐車場はありません		休日	9:30～11:30 13:00～14:30 ※午前の診察は、表記の30分後より開始
	北部小児初期急病センター (済生会兵庫東病院)	☎ 078-987-2222 北区藤原台中町5-1-1 ※事前の電話連絡が必要	小児科 (内科系疾患のみ対応)	木曜日 休日	19:00～21:00 9:00～12:00

※休日とは、日曜・祝日・振替休日・年末年始です。

※救急医療機関等へ電話をかける時は、かけ間違いのないよう注意してください。

※各急病診療所は事前受付制です。神戸市医師会のホームページから各急病診療所の事前受付サイトにアクセスできます。
(ウェブでの受付は診療開始1時間前より)



神戸市医師会
急病診療所予約サイト

